

平成 27 年 第 2 回 相 楽 東 部 広 域 連 合 議 会 定 例 会

日 時 平 成 27 年 7 月 14 日 (火)

9 : 30 ~ 11 : 55

～速記録～

◎ 議長 (畑 武志)

皆さんおはようございます。議員の皆さん方には何かとご多忙のところ、全員ご出席いただき厚くお礼を申し上げます。

本定例会に付議されました案件についてよろしくご審議いただきますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、6月21日の南山城村長選挙において手仲圓容君が当選されました。議会を代表いたしまして、心からお喜びを申し上げます。

本日、副広域連合長として出席されておりますので、ご紹介させていただきます。手仲圓容君よろしくお願いいたします。

◎ 副連合長 (手仲 圓容)

南山城村長の手仲でございます。連合のさらなる発展のために精いっぱい連合長を補佐して取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

◎ 議長 (畑 武志)

ただいまから平成 27 年第 2 回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。

松本広域連合長挨拶。

◎ 広域連合長 (松本 勇)

皆さん、おはようございます。毎日暑い日の連続でございますが、皆さん方にはそれぞれの立場でご活躍をいただいております。心から敬意を表したいと存じます。

また、台風 11 号の動向が非常に気になるところでございますが、この台風、無難に早くどこかへ消え去ってもらえなと願うばかりでございます。

本日、平成 27 年第 2 回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

また、日ごろは広域連合の運営に対し、格別のご協力、ご尽力を賜っているところであり、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」の控訴審については、大阪高等裁判所において、控訴人、被控訴人双方が変状の原因について、専門家の意見等に基づく主張を行っているところでございます。

被控訴人である連合といたしましては、3月の定例会でも報告いたしておりますとおり、控訴人日立造船株式会社の主張に対し、4月に開催された第6回口頭弁論において、大学教授の意見書により主張を行ったところでございまして、明日、控訴人、被控訴人の主張を踏まえて、第7回の口頭弁論が行われることになっております。

さて、本定例会におきまして、平成27年度補正予算及び物品購入契約の締結2件の計3件についてご審議をお願い申し上げます。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員には、会議規則第121条の規定によって、3番、中村富士雄議員、4番、岡本正意議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、廣尾正男議員。

◎ 6番（廣尾 正男）

はい。皆さん、おはようございます。廣尾でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。

本委員会は6月24日水曜日午前9時30分から、和東町体験交流センター会議室において所管する事業の事務調査を行いました。

まず最初に、事務局から総務課及び環境課の平成27年度事業執行状況について説明を受けました。年度当初ということもあって、まだ予算の執行率は低く、人件費や業務委託の月額支払いなどの経常的経費が主な支出内容とのことでした。

次に、東部クリーンセンターのテールアルメ裁判控訴審の経過について説明を受けました。当裁判については、大阪高裁でこれまで6回の口頭弁論が行われ、被控訴人である連合としては控訴人である日立造船株式会社と株式会社ウエスコの主張に対し、専門家の意見書等により反論を行っているとのこと。明日、第7回口頭弁論が開催されるとのことですが、裁判所が専門家の証人喚問を行うかどうかなど、今後の状況により結審までの期間が変わってくるとのことでありました。

その後、各委員から所管事項に関する質疑を行い、総務厚生常任委員会を終えました。これで6月24日に行いました総務厚生常任委員会報告を終わります。

◎ 議長（畑 武志）

続きまして、文教常任委員長、竹内きみ代議員。

◎ 1番（竹内 きみ代）

皆さん、おはようございます。竹内でございます。文教常任委員会の報告を行います。

本委員会は6月25日木曜日午前9時30分から、和東町体験交流センター会議室において、所管する事業の事務調査を行いました。

まず、所管する各担当課から予算執行状況説明に併せ、事務事業の説明を受けました。

年度当初ということもありまして、事業自体が余り進んでいないことから予算の執行率も低いものとなっているとのことでありました。

その後、各委員から通学路安全対策、笠置小学校体育館改修工事、バス借り上げ料金アップに対する対応、中学校教科書選定、パソコンの活用状況や熱中症対策などに関する質疑を行い、文教常任委員会を終えました。

以上で6月25日に行いました文教常任委員会報告を終わります。

◎ 議長（畑 武志）

以上で報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。なお、一般質問は通告制ですので関連質問は許可しません。

4番、岡本正意議員。

◎ 4番（岡本 正意）

皆さん、おはようございます。日本共産党の岡本でございます。これから一般質問を行います。

まず第1に、教育費の無償化、負担軽減について伺います。

憲法第26条では、すべての国民はひとしく教育を受ける権利があるとした上で、義務教育を規定した第2項において義務教育はこれを無償とすると明確に規定しております。本

来ならば義務教育の間はお金の心配なく教育を受けられるはずであります、実際はそうはなっておりません。無償なのは教科書くらいで、教材費、給食費など、さまざまな点で大きな負担となっております。

今、経済や生活環境が厳しさを増し、子どもたちを取り巻く環境も年々厳しくなっている中で、お金の心配なく教育を受けられる環境を整備することがますます重要になっていると考えます。その立場から2点質問いたします。

1点目に、憲法の理念と趣旨を生かし、今こそ給食費や修学旅行費、教材費など、教育費負担の無償化やまた負担軽減に踏み出すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

2点目に、入学準備にかかわる費用の前倒し支給の実施など、就学援助制度の充実を求めます。

次に、第2に図書事業の充実へ向けた体制の強化について端的に2点要望いたします。

1点目に、学校図書館司書の配置を巡回ではなく、各校への常時配置に改善を求めます。

2点目に、和東町体験交流センター図書室の司書体制を複数配置にすることを求めます。答弁を求めます。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしく申し上げます。岡本議員の一般質問にお答えします。

1つ目の教育費の無償化、負担軽減についてです。

憲法第26条義務教育はこれを無償とするということですが、これはその対価、すなわち授業料を徴収しないことを定めたものであり、教科書、学用品、その他の教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものではないと、いわゆる判示されています。もちろん、負担軽減につきましては、教育委員会として今後も保護者のご理解とご協力をいただく中で、国の法律や教育委員会規則に基づき、適切に対応していきたいと考えております。給食費につきましては、学校給食法第11条において、またこれを受けた相楽東部広域連立学校給食センター給食費に関する規則の中で保護者負担とする旨が規定されています。保護者のご理解をいただくべく努めているところです。

修学旅行費は小学生で実費の50%を、中学生で実費の20%から30%を補助し、保護者負担の軽減を図っています。山城管内の状況から見ますと、中学校はほぼ平均、小学校は平均以上となっております。

校外学習費は教育委員会要綱に基づき、林間学習や社会見学で約50%、宿泊体験学習で約70%を補助しております。

教材費は保護者負担として実費をいただいております。

教育委員会としましては、子供の貧困対策という視点からも各学校に対して教材、ドリ

ル、ワーク類の使用について精選を図るよう、保護者負担の一層の軽減を指導しているところ です。

なお、給食費、修学旅行費、校外学習費、学用品等にかかる保護者負担の軽減策として、就学援助制度を設けています。所得の状況にもよりますが、これらの全額、または一部を補助する制度です。引き続き、この制度を奨励していきたいと思っております。

入学準備金の前倒し支給の実施についてですが、就学援助を受けるに当たっては申請書の提出、さらにはその受給資格者となり得る児童生徒の状況等について確認する必要があり、学校長からその報告を求めることにしております。

こうした事由から就学援助の認定申請については就学後に受け付けることとしており、今後も新学期が始まる4月早々に全ての小中学校保護者に文書を配布し、個別相談により対応したいと考えております。

2つ目の図書館事業の充実に向けた体制強化についてお答えします。

教育委員会では学校教育の具体的重点目標の4つ目に、学校図書館のセンター機能の充実と活用を掲げ、児童生徒の読書活動の活性化を図っているところです。その課題克服に向けた一手段として取り組んだのが、単費による図書館司書の配置です。23年度に小学校に、24年度に中学校にそれぞれ1人配置し、各校週1日6時間の巡回指導に当たってもらっています。主たる業務は児童生徒に対する図書の紹介、読み聞かせ、読書相談などのいわゆる読書指導と図書室の経営、整備、広報活動等の環境にかかわるものです。もっともこれらの活動の主たる担い手は小中学校の司書教諭、図書館主任、各担任であり、図書館司書はあくまでも図書館教育のコーディネーターとしての役割を果たすことにあると考えております。両者の密接な連携によって児童生徒の読書冊数が増え、図書室の整備も進んでまいりました。ただ、小規模校で、かつ児童生徒が激減している中、現状では図書館司書の常時配置を必要とするほどの課題や業務があるとは思っておりません。今後、児童生徒の読書活動が一層進み、1日ではまかない切れなくなった場合は、巡回日数の増を検討していきたいというふうに思っております。

体験交流センター図書室における司書の複数配置につきましては、生涯学習課長がお答えをします。よろしく申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

それでは、体験交流センターの図書室の司書体制の複数配置について答弁させていただきます。

現在、和束町体験交流センター図書室は嘱託職員の図書司書1名と、兼務者として一般事務職員の図書室長を配置しており、必要であれば図書室長が図書室の運営に当たり、司

書と連携して対応させていただいております。この体制は連合設立以前の和東町教育委員会において運営されていた当時と基本的な体制としては変わっておりません。現在、体験交流センター図書室の運営につきましては、現運営体制により今後も対応させていただきたいと考えております。以上で終わります。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

それでは、再質問させていただきます。

まず、1番の教育費の無償化の関係ですけれども、今、教育長の方から、いわゆる基本的な就学援助制度の奨励で対応したいということだというふうに思うんですけれども、これ、連合の教育の施策推進の視点というのを出しておられますけれども、その中でいわゆる新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育という中の1つに、子どもの貧困対策ということで上げておられて、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すということが挙げられております。いわゆる、やはり、先ほど憲法は全てを無償化することは求めていないみたいなことを言われていたけれども、やはり今こういったことを本当に目指していくのであれば、やはりお金の心配なく、どの子も教育を受けられる環境を少しでも広げていくと。憲法がやはりうたっている趣旨というものをしっかり理解して無償化に取り組んでいくということは十分合致することだというふうに思うんですね。

ご存じのように、和東町と交流のある伊根町の方では、この4月から、いわゆる給食費、それから、教材費、それから修学旅行など、そういった分について無償化するということが始まっております。やはりこういったことにも学んでいただいて、やはりもう一歩進んで和東町というか、連合としてもそういった方向に踏み出していただくということを、やはりそういう方向性として持っていただくということがまず大事じゃないかと思うんですけれども、そういった方向性というのは、連合では今後もお持ちじゃないということでしょうか。いかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

子どもの貧困対策につきましては、今年からうちも重点に上げて取り組んでいこうとしているところです。特に、これから具体的に貧困対策のこれとこれというところにつきましては、まだこれから先の考え方、これから先に具体的な策は考えていきたいというふ

うに思っております。今も言いましたように、特に今のところは就学支援制度、このあたりを重点的にやっていきたいと思っております。ただ、貧困対策の中で、子どもたちがいわゆる学力とか体力とか、そのあたりについて、教育の機会均等がやっぱり保障されないということは大きなことでありますから、そのあたりについてはこれからも考えていきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

考えていただくということで答弁いただきました。今のまま続けていくということではないと。やはりこういった実際に京都府内でもそういったことに取り組んでおられるところが生まれているわけですし、教育長はご存じだと思いますけども、例えば、給食費の無償化については、今、全国でも広がってきております。

で、先ほど給食費の保護者負担というのは学校給食法等で規定されているというふうに言われました。これは事実なわけですけど、ただ、文科省の方は、だからといってこれを機械的にそうであるということはありません。やはりそういういろんな事情も俯瞰して、行政として補助していくということも否定はしておりません。ですので、だから、ある意味そういったことも広がっているというふうに思うんですね。

ですので、是非こういった、もう京都府内にこういった形で取り組んでおられるところも生まれてきているわけですから、よく教育長は相楽東部ならではということをよく言われますけれども、ぜひそういった意味で、ならではを發揮していただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思っております。

それから、もう1点、就学援助の制度を今後奨励もしていきたいと、対応していきたいと言われました。その意味ではやはり就学援助制度の改善という意味で、入学準備金の前倒し支給、これについてやはり実施をしていただきたいというふうに思うんです。

これは既に実施しているところがありまして、ことしの4月から福岡市で入学準備金の入学前支給というものが始まっております。いわゆる先ほど入学後に就学援助制度を周知して、それで申請を受けて、相談を受けて、それからだというふうに言われましたけども、福岡市では入学される前の1月に受付をされております。そこで、もちろん入学見込みがある方ということですけども、そういった方を対象に申請を受け、3月にもう振り込むと、こういった措置を既にとっておられます。ということは、相楽東部広域連合の教育委員会としてもこういった例をしっかりと参考にさせていただいて、実施することは十分可能だというふうに思いますので、その点については、ぜひ今後検討いただいて、実施の方向に向けてやっていただきたいと思うんですけど、それはいかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

給食費とか修学旅行費等の無償につきましては、それぞれの自治体の単独施策というところから行われているところはたくさんあります。ただ、うちに今それがすぐというのはなかなかいろんな財政も含めてありますから、今後の課題という形にはしていきたいなあというふうに思っておりますが、即、無償化につながるということは、ちょっと今の段階ではできないというふうに思っています。前向きには考えていきたいというふうに思いますけど。それと、あと前倒しの件につきましては担当の次長の方から答えます。

◎ 議長（畑 武志）

稲垣次長。

◎ 教育次長（稲垣 公美）

お答えをさせていただきます。入学準備金という言葉を使っておりますが、これは就学援助制度の中の新入学児童生徒学用品費を前倒しで支給する、そういうご質問であろうかというふうに思います。

この就学援助費を受給するに当たりましては申請書を出していただく必要があるわけですが、その受給資格の1つに、PTA会費、生徒会費等の学校納付金が減免されている者、または学校納付金の納付状況が悪い者、被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している者があり、この状況につきましては、学校長から報告を求めるというふうにしております。したがって、先ほど教育長が答弁を申し上げましたとおり、新学期が始まる4月早々に全保護者に周知していきたいというふうに思っております。

先ほど一例を出していただきましたけども、岡本議員のご意見につきましては、今後、参考にさせていただきます。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

先ほどつけ加えて、給食費等のやつについては前向きに考えていただくというふうに言われましたので、後ろ向きじゃないと、まあ、前向きに無償化に向けても検討いただくということで、これは言葉遊びじゃなくて、やはり答弁ですから、やはりしっかり実現に向けて前向きにやっていただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいというふうに思います。

就学援助の入学にかかわる費用の前倒し支給についてですけれども、いわゆる東部のこの場合、それにかかる支給というのは大体5月末に支給されているというものです。大体、ほぼ2か月後になります。やはり例えば中学校の入学にかかわっても、やはり当初だけで5、6万かかりますね。制服等ですね。小学校はそこまでかかりませんが、やはり制服とかいろんなことだけで、やはり初めで5、6万ぐらいかかってしまうというのが実態としてあります。もう少しかかっているかもしれません。特に、その中でも準備金も、そういう費用も全額支給がされているわけではありません。上限があります。3分の1程度だと思っただけです。やはり負担が大きいというえにやはり支給が2か月遅れということでは、やはり制度としてもまだ不十分な点じゃないかというふうに思うんです。いろいろ条件があるということと言われたんですけども、実際にやはり取り組んでいるところがもうあるわけですから、そこはやはりクリアしていける環境がもう既にあるということですので、そこはぜひ十分研究いただいて、いわゆる就学援助制度をより使いやすいものにしていく、改善していただくという点で、これは検討いただきたいし、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思いますので、これも強く要望しておきたいというふうに思います。

いずれにしても、この間本当に子どもたちの貧困の問題というのは、特別な子どもさん、家庭の問題ではなくて、本当にどなたがそういうふうになっていてもおかしくないという状況には来ていると思うんですね、貧困問題というのは。よりこれから増税も予定されているとか、将来の見通しがきかない中で、こういったやはり子どもたちにしわ寄せが来るということが十分に考えられます。ですので、やはり教育委員会としてもそういったことをしっかり見通して、やはりどういう場合でも子どもには迷惑かけない。その家庭の事情でさまざまな不利益というか、いうものが生まれないように、先、先を見通して、ぜひ無償化やさらなる思い切った負担軽減に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に図書事業の関係なんですけれども、今、巡回図書で各学校を回っていただいております。週1回で大体6時間程度というふうになっています。しかし、それで十分に子どもたちの学びというか、読書環境を充実することはできるのかということなんです。

いろいろと私も見てみたんですけども、これ、文部科学省がみんなで使おう学校図書館というものをパンフレットを出しておられて、これをちょっと読ませていただいたんですけども、学校図書館は読書好きを増やして、確かな学力等を育む施設だということで、いわゆる3つのセンター機能というものを定義されて、充実して、その役割を果たすことで、こういったような期待がされるということとか、また、子どもたちの心の居場所ともなるということも含めていろんな効果が言われております。ただ、やはりこれだけの効果といいますか、役割を果たそうと思えば、今のような週1回しか来られないという、そこに言ったら集中して仕事ができないという状況では、やはり学校図書館の十分な役割を発揮することにならないと思うんですね。この間、そういった巡回であったとしても置いていただいていることは大変評価もしているわけなんですけれども、やはりさらに一歩でも二歩でも進んで充実していただきたい。その上でやはり人の配置というのが一番やはり力になる

ということは承知だと思うんです。やはり、専任、専門、正規の司書配置をしっかりとやっていただくということが大事だと思うんですね。やはり、そういった点で、今後、先ほど小規模校だから何か必要ないんだと言われましたよね。だから、大きい、例えば、人数多いから司書が多いほうがいいけども、小規模校の学校にはそれぐらいで十分だみたいなことを教育長、今、言われましたよね。大変やはり学校図書館のそういった事業の理解というものが十分じゃないんじゃないかなと思うんです。文科省のこういうものからしてもね。いや、笑いごとじゃないですよ。笑いごとじゃないですよ。そういった意味で、やはり今後専任化していくと、和東小学校には和東小学校の専任の司書を置いていただく。そういったことで、毎日いていただく。いつでもおられるときにはやっぱりあいているという状況をやはりつくることが大変大事だと思うんです。

それで、先ほど学校現場との連携ということを言われましたけど、これはご存じだと思いますけども、学校図書館の調査研究協力者会議というものがありますけども、その中でこう述べているんですね。学校図書館担当職員がその役割を果たすためには、学校図書館に関する計画等の策定や学校図書館経営委員会等の活動に参加することはもとより、職員会議や学校に置かれる各種組織に参加して、学校の教育活動全体の状況を把握した上で職務に当たることが有効だと、こういうふうに述べられているんですね。今の状況ではやはりこんな環境はないと思うんですね。そういった点でやはり今後、専任していただくということが大変大事じゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどおっしゃいました小規模校やからこれ以上増やすつもりはないとか、そういう意味で言っているわけではありません。例えば、24人の学校と1,000人の学校と、これは実際に図書室の経営とか貸し出しとか業務が、やっぱりそれは考えただけでもわかるというふうに思っています。だから、私が申し上げているのは、要は、今のところ、学校の方から是非、もう少し増やしてほしい、あるいは司書の方からもう少しこれは日数が必要やから回数を増やしてもらえないだろうかという声はまだこちらには届いておりません。今のままで、満足どうのこうのは別にして、足らないというところは今こちらでは聞いておりません。だから、最初に答えましたように、子どもの読書活動がどんどん進んでいったら、やっぱりこれは1人では、1日ではということに当然なってくるわけですから、その時点では検討すると、こういうふうに答えております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

現場に是非聞いていただいたらと思うんですね。それとやはり、もちろんそうですけども、やはり教育委員会として、学校図書館の位置づけというのは持つておられるわけですから、それについて、やはり今の体制で本当に学校図書館が求める役割を果たせるのかということをややはり教育委員会としてちゃんと考えていただくということ、その現場任せとか、現場に丸投げして、現場は、言ってないからいいんじゃないのみたいなね。そういうことでしょうか。だから、そういう受け身なことじゃなくて、やはり教育委員会としてもしっかり方針を持つていただいて、充実に向けて取り組んでいただくというのは、これ、当たり前の話だというふうに思うんですね。

実際にはやはり岡山県などの岡山市ですか、では、毎日配置されています、正規の職員で。嘱託のところもありますけども。そういうところでやはり本当に、教育長望んでおられるような、子どもたちの読書の頻度というのは大変大きく広がっているというふうに聞いております。やはり、こういったものはやはり人の配置をしっかりとすることが一番の効果になるわけですから、やはり毎日いていただく、で、正規の職員を置いていただく。こういった体制をややはり目指して、教育委員会として努力いただくということがやはり必要じゃないんですか。その辺もう一度お願いします。その必要性は感じておられますか。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

図書館教育の充実というのは、先ほども言いましたように、重点課題としてうちは捉えております。ただ、全ての市町の教育委員会が単費で図書室の司書を配置している、そこまで行っておりません。うちはまだ進んでいる方だというふうに思っております。これからも子どもの読書活動に向けてやっていきたいなというふうに思っております。

それから、すみません、あわせてですが、先ほどの給食費の公費負担のところなんですけど、これにつきましては、当然、これ制度の根幹にかかわるものですから、教育委員会だけでは当然結論めいたことはできませんので、また連合長、副連合長と相談しながら考えていきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

あと何分ぐらいですか。

◎ 議長（畑 武志）

1分です。

◎ 4番（岡本 正意）

はい、わかりました。いずれにしても、そこはしっかりと前向きに検討いただきたいというふうに思いますし、ぜひ、司書の件についても充実させたいということであれば是非やっていただきたいと思います。時間がありませんので、最後に要望だけ、体験交流センターについては、一般職員を入れているって、それは専門職じゃないでしょう。やはり図書室というのは専門職の職場なんですね。だから、そういう意味ではやはり司書の方を複数置いて、より充実した事業をしていただくということがやはり今後必要になっているというふうに思いますので、そこはやはりこれまでどおりじゃなくて、しっかりとやはり充実に向けて予算も確保していただいて、人も確保していただきたいというふうに思いますので、これはまた要望しておきたいと思います。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員の一般質問が終わりました。

続きまして、2番、瀧口一弥議員の発言を許可いたします。

◎ 2番（瀧口 一弥）

おはようございます。笠置町自由民主党議員、瀧口でございます。よろしくお願い申し上げます。

私の方は相楽東部広域連合内、一般3図書室の問題について質問をいたします。

まず1番です。平成25年度と平成26年度の和東町、笠置町、南山城村の3図書室の入館者数と貸出冊数、そして新書の購入冊数とその金額。

2番目には、6点ございますけども、イロハニホへの順に申し上げます。

2番、書架の固定と安全対策とルーベ等の備品類の整備はどうなっているのか。閲覧室の照明や席数と現在の状況はどうか。図書室への案内設置板等の問題はどうか。それから、図書室の営業日、開館日とその時間の設定の仕方、ホとして、本の貸し出し日数の、2週間となっておりますけども、その貸出日数と貸出冊数の制限について。そして、3町村における図書カードの共通利用についてお伺いします。

3番の点は、今後の入館者数と新書購入金額の推移、そして利用者数の増加を図る取り組みはしておるのか、その3点について質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

瀧口議員の一般質問、連合管内の3町村図書室の課題について、私の方から取り組みの概略をお答えさせていただきます。

連合教育委員会では、京都府子どもの読書活動推進計画を踏まえて、家庭、学校、3町村図書室が一体となり、社会総がかりで取り組む読書活動を目指しています。具体的には、各図書室の施設、設備の充実や府立図書館等との連携による利用者の拡大、学校図書室と3町村の各図書室との連携等を進めております。その一環として、本年度は地域住民による読書会「ブックカフェ」を計画しております。各自が好きな本、愛読書を持ち寄って内容にまつわる思いや情報をフリートークで楽しむという事業です。図書館司書もそこに加わって、各図書室の啓発も行います。図書室利用者の増加の一助になればというふうに思っております。入館者数、貸出冊数、図書室の課題等の具体につきましては、生涯学習課長がお答えをします。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

それでは、図書室の利用状況について、全般的にご質問いただいた内容についてお答えさせていただきますと思います。

利用者数、貸出冊数の推移等につきまして、3図書室の平成25年、26年度の利用者数と貸出冊数についてご報告をさせていただきますと思います。

笠置町中央公民館図書室、利用者人数が平成25年度298人、26年度208人、貸出冊数が25年度993冊、26年度582冊、1人当たり貸出冊数が2.8冊ぐらいとなっております。

次、和東町体験交流センター図書室、利用者数、25年度が5,539人、26年度が4,694人、貸出冊数が25年度1万1,708冊、26年度が9,859冊と、1人当たりの貸出冊数は2.1冊当たりとなっております。

次、南山城村図書室、利用者数、平成25年度2,337人、平成26年度2,401人、貸出冊数が25年度7,463冊、26年度が6,885冊、1人当たりの貸出冊数が2.9冊となっております。

続いて、新書の購入冊数と購入金額の推移でございます。これについても25年度、26年度の比較でご説明をさせていただきますと思います。笠置町中央公民館図書室、平成25年度が購入冊数224冊、購入額が26万8,906円、平成26年度が153冊、購入額が19万4,224円。

続きまして、和東町体験交流センター図書室です。平成 25 年度が 363 冊、購入額が 45 万 7,431 円、平成 26 年度が 371 冊、49 万 9,114 円になります。

南山城村図書室、平成 25 年度が 233 冊、購入額が 38 万 1,347 円、平成 26 年度が購入冊数 276 冊、39 万 4,738 円。これにつきましては、それぞれの図書室の購入状況、あとそれと予算額に応じて図書の購入を計画し、各年度で計上し、購入を行っているところでございます。

続きまして、ご質問の図書室の書架の固定化、安全対策とルーペ等の備品類の整備についてお答えさせていただきたいと思っております。

昨年度同様のご質問を瀧口委員さんよりいただきましたが、その際には十分整備されておりませんでしたので、これを踏まえ、昨年度、それぞれの施設の現状において改善できるところから取り組んでまいっております。例を挙げますと、ユニバーサルデザインの対応としまして、地域の高齢化や利用者の高齢化を踏まえまして、老眼鏡、拡大鏡、補助照明の配備は 3 町村のそれぞれの図書室に配備をいたしました。次、トイレの洋式化、身障者トイレの整備につきましては、和東町、南山城村の施設については対応できておりますが、笠置町の施設については施設の整備上の問題もあり、現在も未対応となっております。あとバリアフリー化につきましては、和東町体験交流センター図書室以外は現在、開室している施設のそれぞれの現状もございまして、エレベーターの設置等ができておりませんので、未対応となっております。

次に、書架の耐震の補強でございますが、高さが高くて、転倒の危険性の高い書架が多く整備されている和東町体験交流センターの図書室につきましては、昨年度全ての高い書架について固定化を完了いたしました。あと南山城村図書室につきましても、書架の入れ替えと増設、それと配置替えを行いまして、高さのある書架の固定化を行いました。一部、低い、低書架については固定が難しいなど、配置等の関係上、現在、固定はしておりません。また、笠置町中央公民館の図書室につきましては、本年度について順次行う予定でございます。

次、閲覧室の照明と席数の現在の状況でございます。笠置町の図書室につきましては、施設のスペースの問題上、閲覧スペースがございません。和東町図書室につきましては、閲覧スペースとして約 10 席の簡易席と簡易ソファ 5 席分がございまして。あと南山城村図書室につきましては、閲覧スペースとして 16 席とソファ席 3、普通の木製の椅子が 3 席、幼児用の閲覧台のスペースが 6 席でございます。開室されている施設の物理的な問題もございまして、各施設とも十分スペースが確保されている状況ではありませんが、今後できるだけ図書室の利用者の声を聞かせていただいて、椅子等の設置も考えていきたいと思っております。

次、施設における照明につきましては、特に南山城村の施設が階段、通路部分、図書室内の器具等の老朽化、故障により十分な明るさが確保されておりませんでした。これにつきましては、昨年度、照明器具の改修を行い対応が終わっております。

次、ハの図書室への案内板等の設置の問題でございます。和東町体験交流センターにつきましては、施設進入口、入り口の部分に図書室の案内看板を設置しております。笠置町中央公民館図書室につきましては、公民館玄関口に図書室の開室の表示をしております。南山城村図書室につきましては、村が設置をしております道路標識の南山城村の図書館といたった表示がございますのと、あと図書室につきましては、京都山城農協の南山城支店の2階となっておりますので、玄関口の部分について開室日のカレンダーを表示し、開室時間等の表示、あと開室時間中につきましては、入り口の開放を行いまして、開室中であるということを知りやすくしております。ただ、JAの2階ということもございまして、目立たず、わかりづらいという声もあろうかと思っておりますので、窓に図書室の表示をするなど、南山城村図書室というような表示をするなど、工夫を行って、より目立つような取り組みは行っております。今後も各施設が利用者にわかりやすく、また、使いやすい施設となるよう、創意工夫のもとに整備を充実に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、ニの図書室の営業日でございます。その時間と設定の仕方でございます。笠置町中央公民館図書室につきましては、開室日、平日のみとなっております。開室時間は9時から5時まで、休室が土曜、日曜の祝日、年末年始というふうになっております。

和東町体験交流センター図書室につきましては、開室日が、月曜、火曜を除く基本的には水曜から土曜、日曜までが開室日となっております。開室時間につきましては、開室、9時から4時半となっております。また、木曜日は所蔵整理の関係もございまして、木曜日は閲覧日というふうになっております。

また、南山城村図書室につきましては、開室日が水、金、土、日、週4日に、平成24年度からさせていただいております。開室時間につきましては、9時から4時半という形になっております。

それぞれ各館の開室日、開室時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者の声、あと住民の多様な生活時間等の多様に配慮しつつ、それぞれの図書室の施設の管理体制、運営体制に応じて限られた予算の範囲内で設定をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次が、本の貸出日の日数は、それぞれ各施設とも14日間、1人5冊の貸し出しとなっております。基本的には新刊本以外につきましてはそのルールで行っております。これについては、他市町村の図書館、図書室とほとんどその状況は変わっていません。若干、所蔵数の多い図書館につきましては貸出冊数も若干多いところもございしますが、概ねこうした形のルールとなっております。

それと、次が3町村の図書カードの利用でございます。共通利用の件でございます。現在、図書室のカードについては、それぞれ3図書室で発行する形になっております。これにつきましては住民の方、もしくはそれぞれの町村の方の在勤在住の方が利用申し込みをされれば利用カードを発行している状況になっております。

連合になりましてからは、それぞれの町村で登録されている方が、本来の利用カード、

発行になるわけなんです、連合管内の方につきましては、例えば、笠置町の利用者が和東町、南山城村の図書室をご利用いただけるように登録できるようになっております。

◎ 議長（畑 武志）

課長、簡単明瞭に。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

はい、すみません。現在、そういった形で利用カードについての共通化については十分できておりません。

次、今後の入館者数と新刊の購入金額の推移でございますが、現在のところにつきましては、26年度と同等の予算額で購入を考えておりまして、予算の中で購入を進めていきたいと思っておりますのと、あと利用者数の動向でございますが、現在、固定客の利用者が多いのですが、基本的には短期的には現在の利用者が現状のまま貸出冊数の推移で行くと思っております。今後、児童数の多い和東町体験交流センターの図書室と児童数の減少等により、段階的に若干の利用減が発生するかなと思っております。また、一般の利用者につきましては、いろいろなイベント等を配置させていただきまして、図書室の利用に向くような形で、興味を持っていただけるよう努力を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

瀧口です。親切な答弁、長らくありがとうございました。

それでは、1番の問題について簡単に質問します。まず、入館者数とか貸出冊数の差がたくさんあることは最後の3番のときに答弁を求めますので、新書の購入基準、これ、誰がどういうぐあいに決めているのか、簡単に答弁をお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

それぞれの図書司書、配置されている職員等で図書の購入、それぞれの話題となっているような本を選定しまして、それぞれ地域の利用者の趣向に合わせて選書させていただいているという状況になっております。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

瀧口です。ということは、司書が決めるということですね。これ、一般読者がこんなもの買ってほしい、これ申し込んでくれへんかという、そういう要望を取り入れられてはおりませんか。

◎ 議長（畑 武志）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

リクエスト予約本ということでリクエストをしていただいて、それについて本を購入したり、あと当然、リクエストしてもすぐに本が購入できる状況ではございませんので、読みたい方につきましては、他町村の本を借り入れてすぐにお渡しするという方法もございますので、そういった形でニーズに対応させていただいております。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

瀧口です。その問題に関しまして、できたら各図書室に新書購入願いか何かという、そういう書類を出してもらうたら、私この本読みたい、この本読みたいというのを書いてもらいますので、それを一つ要望しておきます。

◎ 議長（畑 武志）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

リクエスト予約本という申込用紙がもう既にありまして、記入させていただいております。

◎ 2番（瀧口 一弥）

そうですか、わかりました。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

それでは、ありがとうございます。2番の書架の固定、これ、去年の連合で質問させていただきまして、早速取り組んでいただきまして、ルーペも配置していただいて、ありがとうございます。それから、先ほど2番のへの問題なんですけど、3町村における図書カードの共通利用についてご質問いたしましたけども、去年の答弁では各図書室でしか使用できなかったという答弁をいただいたんですけど、今年度になってから、例えば笠置町の住民がその図書カードを持って行って和東町で使えるとか、そういう制度に変わったんですか。

◎ 議長（畑 武志）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

制度上は何も変わっておりませんで、多分、去年の答弁の方でも、一応笠置町で登録していただいても、また和東町でもカードをまた登録はしていただくと。というのは、各町村の図書室の方では、例えば笠置町の住民の方の台帳がございませんので、基本的には台帳を登録していただいて、新たに和東町用の図書室のカードを発行させていただいてご利用いただくという形、初回だけになります。ご登録いただいて、ご利用いただくという形になります。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

なるほど、理解いたしました。ということは、笠置町の住民がほかのところを使おうと思うと3通要るということですね。わかりました。理解しました。できるだけ1通でできるように、また、これからご配慮よろしく願いいたします。

それから、2番の図書室の営業日とその時間の設定ということで質問いたします。

和東町は水、木、金、土、日と、南山城は水、金、土、日、笠置町は月、火、水、木、金と、これ時間も和東町は9時30分から4時30分、南山城村も9時30分から4時30分、笠置町は9時から17時、これで和東町に関しては昼休みが1時間あると。南山城村はお聞きしたところ、昼休みないですよ、別に昼休み来ていただいても結構ですよと。笠置町もお聞きしたところ、昼休み時間中も閲覧、貸し出しオーケーですよという答えをいただいております。それで、連合教育委員会に何でこれほどばらつきがあるのかと。せっかく連合になったのに、これ何で1つにできひんのかと。まあ、その南山城村さんにおかれまし

では、営業日、開館日、水、金、土、日しかない、4日しか。7日のうち4日しかない。これゆゆしき問題ではないかと。住民サービスの低下につながるのではないかと。ということ、一つ各町村長に答えていただきたいんですけども、時間もないことですから、教育長どうですか、これからのこういう問題について、どういう方針をとっていかれますか。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

おっしゃるように、図書室の方も3町村のそれぞれがここまで来ているということがありますから、職員の問題とか、まあ、そのあたりがかなり違ってきます。だからおっしゃるように、検討をやっぱりしていかなんというふうに思っております。連合になりました7年目ですが、3町村の独自でやっぱり進めていかざるを得ないものというものと、ある程度整理をしていって、調整していかなんもんというのがあるというふうに考えております。図書室の問題についても、やっぱり調整をこれからしていきたいというふうに思っています。ご理解ください。

◎ 議長（畑 武志）

2番、瀧口議員。

◎ 2番（瀧口 一弥）

2番、瀧口です。あとどのぐらい時間ありますか。5分ありますか、わかりました。じゃあ、落ちついてゆっくりとさせていただきます。

それでは、1番と3番の問題がちょっと関連あるもので質問いたします。

まず、貸出冊数と購入金額について質問いたします。

笠置町におきましては、貸出冊数が26年度は、ほぼ600冊、利用人が208人、和東町は、26年度は9,800冊、これは20倍ぐらいですね。利用者数も4,600人、これも20倍ぐらい。南山城村におきましては、利用者数が2,400人で、貸出冊数が6,800冊。これも約20倍ぐらいです。そして、一番問題なのはここです。平成26年度の新書の購入冊数、購入金額、笠置町は19万4,000円、和東町においては49万9,000円、南山城村は39万6,000円、妥当な金額ですね。笠置町はさかのぼると、平成21年には49万の新書を購入しておりました。ところが、26年度では20万足らずしか購入していないと。和東町においては、平成21年度にはほぼ50万円の新書を購入していた。26年度も50万ほど購入しておると。南山城村においては、21年度は27万ほど購入して、26年度では40万、これ増えておると。もちろん増えて当たり前じゃないですか、これ。というのは、書籍の値段が上がっておりますからね。消費税も上がっている。当然、増えて当然なんですけども。ここ、新書の購入

代金の差と、この入館者、貸出冊数の差と、それともう一つ、先ほど質問いたしました、休館日の設定の仕方について、何か関連があるのではないかと。というのは笠置町においては20分の1ぐらいしか利用していないと。これ、おかしいのちゃうかと。人口が半分以下であっても余りにも利用者数が少な過ぎるのではないかと。これ町長はこんな専門やないから答弁しにくいと思いますけど、教育長、どうですか、こういう関連があるのと違いますかね。一つわかる範囲で答弁お願いします。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

わかる範囲って、図書室のその場所ですね。場所も一つあるかなというふうにも思っております。それと笠置町の場合は、いわゆる司書という、司書が入っていない。アルバイト、バイトというかな、バイトでやっているということですね。いろんな要素があるというふうには思っております。ただ、私もかなり笠置町の利用者が少ないというのはちょっと懸念しておるところで、どうしたら、いわゆる啓発ですね。ただ、おっしゃるように、新刊をどんどん、どんどん入れても読んでもらわんと、廃棄にするというのは本当にもったいない話ですので、買った以上、やっぱり啓発して、今、れんげいなんかで紹介もしているんですけどね。もっとほかの方法も考えて、できるだけ、笠置だけではないので、とりわけ笠置の利用者が増えるようなことを考えていかざるを得ないかなということは思っております。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

利用者の動向につきましては、基本的には、今、教育長が申しあげましたように、施設の位置、あと利用の中身の当然利用者の、特に分布というんですかね、そういうのも分析はしております、和東町体験交流センターにつきましては、児童数が多いというのも、小学校に近いのもあって、あとスクールバスを待つ時間の利用も多く望んでおります。南山城村につきましては、やっぱり一般の方が多くて、利用という形になります。

あと笠置の方につきましては、やはりちょっと施設が位置的に寄りづらいといったところに一つはあるのかなと思っております。その辺につきましては、施設の中の蔵書の面積等も充実を図らないといけないんですが、なかなかそういう、今、現状では、すぐに一朝一夕の具体的な対策はないので、その辺を利用者の動向を図るためのイベント等で利用促進を図りたいと考えております。

◎ 議長（畑 武志）

瀧口議員の持ち時間が終わりました。

ただいまから、10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10：40～10：50）

◎ 議長（畑 武志）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続きまして、9番、橋本議員の発言を許可いたします。

◎ 9番（橋本 洋一）

9番議員、橋本です。議長のお許しを得ましたので質問をいたします。

質問、3点ありますが、1つは、今年は中学校の教科書採択の年に当たっています。京都府では教科書採択に一般教員は参加できず、ごく一部の校長先生方と教育委員さんで採択がされると、こういうシステムになっているようでございます。私が問題にしたいのは、教科書を使う教員が採択に参加ができず、意見も言えないようでは本当に子どもたちにとってよい教科書が選べるはずがないというふうに思います。そこでお聞きをいたします。まず、連合長にお聞きをしたいわけですが、教育基本法が改正をされ、また、地教行法が改正をされ、首長の権限が非常に強まってきていると、こういう状況の中で、連合長が教科書採択には関与されないということをお約束されるかどうか、この点、1点、お聞きをしたいというふうに思います。それから、教育委員会にお聞きをしたいわけですが、東部広域連合管内の教科書採択制度について、この場で一つ簡潔に説明をいただきたいと思えます。また、それで本当によい教科書採択ができるのか、教育長の感じられるところを聞かせていただきたいと思えます。

大きな2点目は、昨日は、今年の最高気温を記録する猛暑日になりました。今日も朝から大変暑いです。学校では熱中症が心配され、また、大変な暑い中で落ちついて勉強できる環境にはないというふうに思います。お聞きをいたします。まず、教育委員会の計画では、今年に行政側と計画、設計等について協議を行い、来年度28年度と29年度に、順次に中学校、小学校という順で設置をすると、こういう説明をお聞きをしておりますが、こういう状況の中で、これを1年繰り上げて28年度に一括をして設置をすると、こういうことができないのかどうか。その点、連合長並びに教育長にお聞きをしたいと思えます。

また、人口減対策が東部3町村の最大の課題ではないかなあというふうに思いますが、そういった点で、いろんな行政分野で対策が必要であるわけですが、一つは教育の面では、私は義務教育費の無料化、これは岡本議員からの質問もありましたが、義務教育費をうんと軽減をして、東部3町村に来ると教育が受けやすいと、こういうふうなインパクトのあ

る政策を打ち出すことができないか。また、この東部3町村では高等学校への通学が非常に遠いところまで行かなければならない。こういう不利な条件下にあります。そういった点で、この地域創生等が叫ばれている中で、例えば伊賀市内の高等学校、あるいは奈良市内の高等学校、こういうところに京都府のこの非常に不便な地域からも行けるようなことが模索できないか。この点、こういった点、インパクトのある教育施策というものが私は求められているというふうに思うわけですが、その点、教育委員会なり、連合長のお考えをお聞きをしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

松本広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（松本 勇）

橋本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目の教科書採択の1番について答弁をいたします。

地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条及び第22条で、教育委員会の職務権限及び地方自治体の長の職務権限が規定されております。その中で、公立学校における学習指導や教科書、その他の教材の取り扱い等に関しては教育委員会の職務権限とされているところであります。連合長としては、教科書採択に干渉することは考えておりません。

◎ 議長（畑 武志）

手仲広域副連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

2番目の件について私の方からお答えをしたいというふうに思います。

各学校へのエアコンの設置については、教育委員会で順次整備に向けた検討を進めているところでございます。今年については、中学校へのエアコン設置にかかる設計費用を予算計上させていただいているところでございます。質問の中で、小学校にも繰り上げて設置できないのか、あるいはまた南山城小学校などについては、経費が高くなるであろうという説明があると、経費を抑える検討はしたのかということで質問をいただきました。また、基金を活用したり、地方債発行の1年繰り上げでクーラー設置を早めることができないのかという質問でございます。いずれにしても、連合教育委員会で現在検討されていることございまして、副連合長が自分のところの基金を使って早くしろということについては、今もって答弁できないというふうに思います。まず、教育委員会で方針が決まりましたら、それぞれの所管する自治体町村におきまして、財政状況を勘案した上で設置時期を検討していきたいというふうに思っておりますので、私の方からその辺の

お答えをさせていただきたいというふうに思います。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

橋本議員の一般質問にお答えします。

1つ目の教科書採択にかかわってです。

教科書採択に係る流れの方なんです、学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて採択地区協議会を設けて実施することとなっております。山城地方におきましては、10の市町、広域連合教育委員会で協議会を設置し、広域で協議をしております。

採択協議会の委員は、各委員会から教育長及び教育委員1名、合計20名の委員で組織をしております。なお、協議会には教科書選定に必要な調査研究を行うため調査員を置いております。各教科、種目ごとに広く山城管内の学校からとりわけ専門性の高い5人の先生方を協議会の役員会で選出して協議会が委嘱をしております。調査員の先生方には種目ごとに採択基準、基本観点等を踏まえて協議し、調査研究の結果を取りまとめた資料を協議会の会議に提出していただいております。

協議会はこれらの資料及び展示会を各地域でやっております。展示会における意見書等を参考にして、ここの意見書には一般の地域の方、保護者の方、それから、学校現場の先生方もこの意見書のところには意見を書いてもらっております。このあたりを参考にして、山城地方の児童、生徒にとって適切であると思われる教科書を選定します。

協議会での選定が終わったら、それを受けて、教科書の採択権者である当該教育委員会が委員会を開催して採択の議決を行い、次年度、広域連合教育委員会管内の学校で使用する教科書を決定すると、こういう仕組みになっております。

議員、ご指摘のこの制度でいい教科書が採択できるかということなんです、教育委員会としまして大事なことは、法の規定やルールに則って、山城地方の、ひいては、連合管内の児童、生徒にとっていい教科書を採択すべく努力することが一番大事なんではないかなというふうに思っております。適正な手続や公正の確保、特に公正の確保につきましては協議会が力を入れておるところです。採択に資する十分な調査研究、教科書の巡回展示等々、本制度は十分に機能していると私は思っております。

2つ目の普通教室における空調設備についてですが、28年度小中同時に設置するよう検討できないかということなんです、これは先ほどの答弁にもありましたように、計画どおり行っていきたいなというふうに思っております。

学校のハード面の事業におきましては、空調設備のほかにも、28年度には、28年度以降になりますか、給水設備、それから、小中学校に校内LANを導入する件、あるいはまた

3 小学校ともプール改修等の大きな事業が続いております。よって、空調設備については中学校は本年度の実施設計、28 年度設置、小学校については1 年遅れるということでご理解いただきたいというふうに思います。

3 つ目のご質問、教育分野における人口減少対策についてですが、まず、連合管内から転出を食い止めるべく、その抑止力の一助というのは大事だというふうに思っております。管内の各小学校ではそれぞれの特性を活かし、子どもや保護者にとって魅力ある学校づくりに努めております。教師と子どもが向き合う時間の確保、それから小学校間の合同学習、中学校におけるきめ細かい個に応じた少人数授業。これなんかは連合ならではの教育、これを展開することではないかというふうに思っております。

また、本年度より心を潤すお茶の時間、これにも取り組んでおります。児童、生徒が地域に出かけて、いわゆる学校の地域貢献、自分たちが地域のためにできることに挑戦する。これも地域の人から好評を得ております。今のところ、中学校卒業時には、笠置中学校、和東中学校でよかったという生徒の声を聞いております。

他府県への公立高校への進学ですが、基本的には住民票がなくては受験できないわけなんです。三重県の伊賀市の公立の一部の学科については、笠置中学校の受け入れを可能とじてくれています。ずっとなかったんですが、今年度は現段階で1 名の生徒が受験を希望しているというふうに聞いております。

給食費の無料化についてですが、私は無料化にすればこの地域への児童、生徒の転入が急増するというふうには思っておりません。教育分野における人口減少対策としては、それより教育の中身、すなわち一人一人が大事にされ、いじめのない魅力ある学校づくりを優先すべきであるというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

松本広域連合長。

◎ 広域連合長（松本 勇）

先ほど橋本議員への答弁の中で1 つ抜けておりましたので改めて私の方から答弁をいたします。人口減を抑制するための施策についてということでご質問をいただいております。連合、相楽東部の3 町村にとりまして人口減少対策は最重要課題であると認識をいたしております。それぞれの町村の特色を活かしながら幅広い取り組みを進めているところでございます。こうした中、子育て、教育分野についてもどのような施策が有効であるのか、また、実現可能であるのか、広域連合として幅広く研究、検討を進めていきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

9 番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

それでは、続いて質問をさせていただきますが、まず、教科書採択について、教育長にお尋ねいたしますが、この地域での教科書採択については、10の教育委員会で協議会をつくっていると。そこに教育委員は20名、それから、調査員について数をおっしゃいませんでしたが、これは調査員は、何人おられるんですか。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

各教科、領域ごとに5名ずつです。

◎ 9番（橋本 洋一）

各行政体から、自治体から。

◎ 教育長（西本 吉生）

教科ごとにです。

◎ 議長（畑 武志）

橋本議員、こっちを通してください。

◎ 9番（橋本 洋一）

わかりました。橋本です。

各自治体から教科ごとに、各自治体から教科ごとに、全体、1教科に5人ずつと。例えば、それは社会科、中学校ですから、社会科でいえば教科書は3つあるわけですね。地理、歴史、公民と。これ、それぞれ5人ずつおられるということですか。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども言いましたように、各教科、領域というふうに言っております。国語でしたら、国語と、例えば書写というのがありますね。だから、領域としたら2つになります。社会は歴史、公民とかという形になりますから、歴史の分野、公民の分野、こういう形で、各山城管内から全体で5人選ばれると、こういうことです。

◎ 議長（畑 武志）

9番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

各教科5名ずつであるというふうにおっしゃいました。ここには、この調査員には一般の先生方、あるいは校長先生方、どういう先生方が参加をされているんですか。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、各教科の専門性の高い、実際に教えていただいている、いわゆる担任の先生ですね、教科担任の先生、あるいは管理職も1人は、校長か教頭が1人は入っていると、こういうことです。

◎ 議長（畑 武志）

9番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

私は教員出身であるわけなんですけども、私の勤めておりました奈良県では各教科に各学校から社会科であれば社会科の代表が行って、そして自分の学校でどの教科書がいいか検討をし、その意見をもって1つの協議会で論議をすると、こういうふうなことをやって、現場教員の声反映されていたというふうに思います。それが、今、教育長にお聞きをいたしますと、この京都府では1教科につき20の自治体から5人ずつ出て決めるということで、これでは本当に学校教員の声反映ができたというふうにはとても思えないです。私の経験で言いますと、歴史で言ったら約8社から10社ぐらいやったと思うんです。教科書積み上げますとこれぐらいの分厚さになります。これ、歴史だけです。同じように地理でもこんだけあり、それから、公民でもこんだけあると。これをわずか5人の先生で、その中には校長さんも1人入っておられるということのようなんですけども、これではとてもやないけども、微に入り細に入り、それから、現場教員の声を反映をした、そういう教科書採択にはとてもできないというふうに思いますが、それがこの地域の教科書採択の大きな問題点だというふうに思います。先ほどの教育長の答弁では、それで十分に行けるというふうに確信しているというふうにおっしゃいましたが、私は、それは口で言うてはるだけで、本当に心底そんなふうにしておられるのか、再度、答弁をお願いしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

再度お答えします。これは先ほども申しましたように、法律に基づいて協議会を作っておるわけですから、これは法律にどうのこうのというわけにはいきません。法律に基づいて山城地区採択協議会というのを作っておるわけですから、これにつきましては、繰り返しますけど、法に基づいた採択協議会ということです。だから、先ほども申しましたように、全く現場の意見が反映されていないというふうには私は思っておりません。例えば、今回も展示は各中学校、2校とも回りました。ほとんどの先生が教科書を見てくれています。意見書もこれは全部ではないですけど、仕事の関係で全部ではないんですけど、意見書ももらっております。その意見書を協議会の方にも上げております。だから、人数が増えたら、また増えたなりに、1つの、おっしゃるように、観点とかに基づいた資料というのは莫大になりますけど、今のところは、かなり、だから綿密な調査委員会も、そうですね、今、ちょうど最中なんですけど、大体1つの教科に5回、6回やって資料を作ってもらっております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

9番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

ここでやりとりして変わるというふうなものではないというふうに認識をしていますが、教育長は法律に基づいてやっているのだから何ら問題はないと、こういう答弁であったわけですが、実際の問題として、先生方にお聞きをしますと、意見を書いたという先生方もありました。しかし、とてもやないけど、そんな十分読めなかったというふうにおっしゃっている先生方も多数ありました。

そういった点では、学校に教科書が来て、そしてそれを何日間か学校で先生方が見られるわけなんですけども、とてもやないけど、それで社会科の3種類の教科書を選び切るということは非常にやっぱり時間的にも難しいし、そういう点では、現実的には形式になられる。そしてごく一部の先生方で決められていっていると。これでは、現場の教員はやっぱり意欲が湧かないと思います。自分が教科書を使って見て、そしてこれがこういう点で使いやすいということをお判断をして、私たち、過去にはそういう形で決めてまいりましたが、大きな問題を含んでいるということをお承知していただいて、改善が図られるように、また、協議会にも働きかけを、是非、今お願いをしたいということで、1番目の問題についてはおいておきます。なお、連合長の方からは、地教行法に基づいて、教育、教科書採択等、教育問題には関与しないという明確な答弁をいただきましたので可

といたします。

それでは2点目ですね。いわゆるクーラーの問題であるわけですが、文科省の学校環境基準等を見ますと、26度から30度の間ですというのが文科省の基準である。

今、学校では特別教室があって、今日のような日には普通教室から特別教室にみんな避難をして涼しいところで授業をしているから大丈夫やと、こういうふうにお聞きをしております。適切な対処がされているというふうに思うわけですが、それにはそれで教室の移動等の問題、さまざまな問題がついてまいります。そういった点からも、一日も早く、この普通教室に設置をするというのが子どもたちに教育を保証してやる、そういう、特にこの温暖化が激しく進んでいる状況の中では非常に大事な問題かというふうに思います。苦慮されている点はわかりますが、先ほどの手仲副連合長の話によりますと、教育委員会で方針を出してくれたら、考えねばならないと。しかし、教育委員会からはそういうふう聞いていないかのような答弁であったと思うんですが、その点、教育長、私が言うように、一日も早く、1年も早く整える必要がないというふうに考えておられるのかどうか、教育委員会としての考え方をお聞かせください。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、ハード面というのはエアコンだけではないんですよ。それはわかってくださるでしょう。そういうことから、28年度に小中一緒にとというのは、今の段階ではできないと、こういうことです。だから、予定どおり進めさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

9番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

予定をしている28、29年度以降に予定をしている事業が幾つかあると。クーラー設置だけが問題じゃないんだと、こういうご説明であったと思うわけですが、まあ、人口減少対策ともかかわって、東部の学校に行けば夏も涼しい環境で落ちついて勉強ができるんだと、これはインパクトのある、移住を考えておられる方々にとってもインパクトのある政策であるだろうというふうに思います。ただ、南山城小学校のような場合、経費的に非常に高くなるということを副連合長の方からもお聞きをして、その点についても理解はしているわけなんですけども、しかし、それにも増して、いい設備の中で、そして涼しい環境で勉強ができると。また、義務教育費も大きく助かると、こういうふうなことを打ち出してこそ、これはどの自治体も自分の行政を売り込む、そして移住者を増やしていくため

の施策を出してくると思います。そのどこにも負けないようなものを、私たちのこの地域では出していないと前進はしていかない。そういうふうに、私は考えるんですが、そういう点で、教育委員会として、再度、この点についてはまだ来年度の予算時までには若干の時間もありますし、ご検討をお願いをしたいと思うんですが、だめでしょうか。

◎ 議長（畑 武志）

橋本議員、持ち時間 1 分です。教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

繰り返しますが、学校は計画どおり、教育委員会も計画どおり進めていきます。ご理解ください。

◎ 議長（畑 武志）

9 番、橋本議員。

◎ 9 番（橋本 洋一）

まことにつれない答弁で、果たして教育委員会としてそれでええのかなと、考える余地はないという、今の答弁をお聞きしますと、考える余地はないというふうに受けとめました。それはそれなりにまた場所をかえて、教育長にもお尋ねをしていきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

持ち時間、終わりました。

◎ 9 番（橋本 洋一）

終わります。

◎ 議長（畑 武志）

橋本議員の一般質問が終わりました。

続いて日程第 5、議案第 4 号、平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松本広域連合長。

◎ 広域連合長（松本 勇）

議案第 4 号、平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第 1 号についてご提案申し上げます。

歳入歳出予算の総額 8 億 5,528 万 3,000 円に、歳入歳出それぞれ 466 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,994 万 8,000 円とするもの

です。今回の補正は、職員の人事異動及び育児休業等に伴う臨時職員雇用による人件費、和東小学校運動場周辺の立木剪定、教師用のパソコンの購入等が主なものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 4 号、平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第 1 号について。平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第 1 号を、地方自治法第 218 条の規定により提出する。平成 27 年 7 月 14 日提出。相楽東部広域連合、広域連合長、松本勇。

それでは、予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど連合長が申しましたとおり、歳入歳出予算の総額 8 億 5,528 万 3,000 円に、歳入歳出それぞれ 466 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,994 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の方から説明をさせていただきます。

予算書の 11 ページと資料の 2 ページをご覧いただきたいと思います。

1 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、1 目、負担金、436 万 4,000 円を追加をいたしております。各町村ごとの負担金の額は、説明欄のとおりでございます。

次に、4 款、府支出金、2 項、委託金、1 目、教育費委託金、30 万 1,000 円の増。笠置中学校で教育課程研究指定校事業といたしまして採択されましたので、新たに計上しております。

次に、歳出、予算書の 13 ページと資料 3 ページをお願いいたします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費で、59 万 8,000 円の増。こちらは総務課に派遣をされております、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次に 3 款、民生費、2 項、児童福祉費、2 目、児童館費で、33 万円の減。連合で雇用しておりました嘱託職員の方が退職をされまして、新たに笠置町で嘱託職員を雇用されまして、連合に派遣をされましたので組み替えを行っておるものでございます。

次に、5 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、事務局費で、163 万 7,000 円の増。こちらは教育委員会に派遣をされております、派遣職員の方、人事異動がございまして、それに伴うものと、派遣職員の方が育休のため業務の効率的な運営を確保するために、臨時職員を雇用したものでございます。

次に、同款 2 項、小学校費、1 目、笠置小学校管理費 208 万 8,000 円の増。児童数が減少いたしまして、府費で事務職員が配置をされなくなりましたので、笠置小学校の事務の全般を効率的に進めるために臨時職員を雇用したものでございます。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

同款、同項、2目の和東小学校管理費。36万9,000円の増。運動場周辺の立木の剪定費と教師用パソコンの費用を計上しておるものでございます。

次に、同款、同項、4目、笠置小学校教育振興費の2万円の減。それと、6目の南山城小学校教育振興費の2万円の増。土曜日を活用した教育のあり方実践研究事業の2万円分を、昨年は笠置小学校で補助金をいただいて実施をしておりましたが、今年は南山城小学校で実施をするということで、組み替えをしておるものでございます。

次に、予算書の13ページをお願いいたします。

同款、3項、中学校費、3目、笠置中学校教育振興費の30万3,000円の増。教育課程の研究指定校事業が採択をされましたので計上しておるものでございます。特定財源といたしまして府委託金を30万1,000円を充当しておるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

これから質疑を行います。4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

それでは、大きくは5つほどしたいと思います。

まず1つですけれども、これは全てほぼ学校管理費並び振興費にかかわることで質問したいと思うんですけれども、1つは、先ほど橋本議員の方からもありましたけれども、熱中症対策という点です。やはり、昨日、教室が何度あったかということでいいますと、私の子どもに聞きますと、34度あった。教室がですよ。クーラーで過ごしておられる方にはわからないかもしれませんが、大変34度という教室の温度の中で学習をしている生徒、児童のことをどう考えるかということだと思っただけですね、先ほどの議論というのは、先ほど教育長は予定どおり小学校は29年度でやりますというふうに言われましたけれども、実際はこれ2年はたちますね。これ夏休み工事になりますと、実質は3年後ということにもなりかねません。そう考えますと、やはり先ほどありましたように、1年前倒ししてでも、やはり小学校も同時に設置するというのがやはり賢明な対策ではないかと、改めて思うんですけれども、教育長にお聞きしますのは、そういった状態の中で学習している子どもについてのどのようにお考えなのか。それから、先ほど同時にはできないと言われたけれども、ハードの面はほかにもいろいろあるんだと言われたけれども、その小学校のエアコン設置を後に回すということが、でも、しなければならぬ根拠、これを後に回すということですね。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

何でしょう。

◎ 議長（畑 武志）

補正予算ですので、この関連したことをやってください。

◎ 4番（岡本 正意）

関連しています。答弁してください。関連しています。

◎ 議長（畑 武志）

予算書ですので。

◎ 4番（岡本 正意）

学校管理費の問題でしょう。

◎ 議長（畑 武志）

載っていません、今回は。

◎ 4番（岡本 正意）

だから、その辺ちょっと管理費の関係やったら全部関連するじゃないですか。答弁してください。答弁してください。答弁させてください。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。岡本議員、この予算書の中でやってください。

◎ 4番（岡本 正意）

はい、わかりました。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

ですから、そういった管理費にかかわって答弁してください。どうぞ。学校管理費の問題です。どうぞ。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

昨日の 35 度ですか、の中で子どもたちが勉強しているのをどのようにお考えですかと、どのようにお考えですかと言われてもですね、先ほども言いましたように、暑い時は特別教室あります。そこで授業をやります。特別教室の中での設置状況というのは、これはほかの市町から比べてかなり率は高いです。だから、そっちの方に逃れて授業はできます。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

はい、わかりました。特別教室があるから大丈夫だということですね。私はそんなこと聞いているんじゃないんです。じゃあ、何のために普通教室あるんですか。本当に、何というんですかね。私昨日教育委員会に行ったとき大変涼しかったです。別に学校にエアコンを設置するまで。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

エアコンを使うなどとは言いませんけどね。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

早くやっていただきたい。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

というふうに思います。

◎ 議長（畑 武志）

岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

次に。

◎ 議長（畑 武志）

発言を求めておりません。岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

だから、関連して言いますやんか。学校管理備品。

◎ 議長（畑 武志）

何ページの何と言ってください。

◎ 4 番（岡本 正意）

14 ページです。学校管理備品に、和東小学校 11 万 9,000 円計上されておりますけども、これは何ですか。

◎ 議長（畑 武志）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。特別支援学級が増設になりましたので、教師用のノートパソコンを 1 台補正いたしました。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

それで、その学校管理備品といいますのは、いろいろそういった必要な備品を計上されているわけですが、これは毎年の予算の中で十分なんだろうかというふうに思わざるを得ないですね。といいますのは、私も保護者ですから、PTAの活動等でいろいろかかわらせていただくんですけども、PTAの予算の中で、これは明らかに教育費としてちゃんと見るべき備品ではないのかというようなものがよく予算として計上されて使われているんですね。これ、やはり学校の教育費として不足しているから、PTAの予算も助けなくちゃいけないんだろうかというふうに、ちょっとこう考えたりするんですね。その辺教育長、PTAのお金というのはPTAのために使うお金ですから、先日も大阪桐蔭での話もありましたけども、出れば問題になる問題です。そういった意味では、やはりそれぐらいこういったものをそろえる上での教育費の予算も、教育委員として予算が不足しているのかどうか、十分やはり現場のこういった要望に応えられているのかどうかという点でちょっと教育長の見解を聞きたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

管理備品につきましては、振興の方も一緒なんですけど、これは2月あたりに各学校の要望が上がってきます。その要望で、当然管理備品でしたら順位があります。限られたところですからね。だから、学校の思いをまずうちで聞きまして、3町村の財政当局とのやりとりの中で来年度の予算を決めていくと、こういう形をとっております。だから、学校現場の思いなんかを十分こちらとしても把握しながらやっています。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

そうであるならば、なぜそういうことになるのかなというふうに、ちょっと思ったりもするんですけども、ぜひ、十分に今後も現場の要望というのを酌み尽くした中で予算を組んでいただきたいと思います。それと、これは土曜活用の教育のあり方実践研究事業というものが項目として上がっております。これは数年前から土曜活用ということで、年に5日ほど、小中とも実践されているわけですが、数年たちまして、実際、今これ、どういふふうな活動をされているのか。その辺、いかがでしょう。説明いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

土曜活用は年間、各学校5日間ですね。取り組んでおります。これは授業時数の確保というのが1つあります。それから、地域、保護者と一体となった取り組み、ただ単に教科等をやるんじゃなくて、地域の人、あるいは保護者が学校に来ていただいて、いろんな、一緒に子どもと、例えば親子のスポーツをやるとかという形ですね。一体となった取り組み、それから、子どもたちが、先ほども言いましたように、地域に出かけて行って、地域を学んでくる取り組み、そんなところを重点的にやっております。各学校からの報告、毎回受けておるわけですけど、子どもたちも今のところ喜んで土曜教育を進めております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なしの声あり」

◎ 議長（畑 武志）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第4号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。したがって、議案第4号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、物品購入契約の締結について、コンピュータ教室用パソコン等を議題といたします。提案の理由を説明求めます。松本連合長。

◎ 広域連合長（松本 勇）

議案第5号、物品購入契約の締結の件。コンピュータ教室用パソコン等についてご提案申し上げます。本議案は、連合管内の各小中学校のパソコン教室に配備するコンピュータ等の機器の購入に当たり、地方自治法の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

議案の説明を求めます。学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 秀俊）

それでは、議案の朗読をさせていただき、説明にかえさせていただきます。

議案第5号、物品購入契約の締結について、コンピュータ教室用パソコン等。

下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法、昭和22年法律第67号、第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。平成27年7月14日提出。相楽東部広域連合、広域連合長、松本勇。

記。

1、契約の目的、平成27年度コンピュータ教室整備事業。

2、契約金額、4,428万円。

3、契約の相手方、住所、大阪府東大阪市長田中3の5の44、商号、株式会社ライオン事務器、氏名、大阪本店長、米田俊朗。

4、契約の方法、地方自治法施行令、昭和22年政令第67号、第167条の2第1項第5号の規定による随意契約。

次のページをご覧ください。購入の概要でございますが、2番、納入期限は8月31日でございます。4番、品名、機器、数量でございますが、ハード面におきましては、ア、教員用コンピュータ、イ、児童、生徒用コンピュータ、ウ、学校内サーバ、エ、プリンタ、プロジェクタ等周辺機器、オ、ネットワーク通信の制御と監視を行うUTM等ネットワーク機器となっております。両括弧の1から5番の各小中学校によって機種、数量が異なりますが、それぞれ、児童生徒数や現状の整備状況などを考慮した数でございます。(5)、笠置中学校におきましては、多目的教室としての利用計画がありますことから、一番下の行、キの内容で、机、椅子等、什器の購入を計画しております。最後に、各学校の方々のカのソフトウエアライセンスとしましては、授業支援ソフト等、各学校に5種類購入予定であります。以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

これから質疑を行います。9番、橋本議員。

◎ 9番（橋本 洋一）

お尋ねします。これが随意契約になっている理由について説明をお願いをしたいことと、それから、整備をされるということで結構かと思うんですが、この心配しますのは宝の持ちぐされにならんかどうかということです。ほとんど全児童、生徒が1人1台触れると、こういう環境ができるわけでいいことなんですけども、1つお聞きしたいのはパソコンを利用できる先生方、全先生方ができるのかどうか。それから、また学校をリードされる、そういうIT関係にたけた先生方がきちっとおられるのか。それから、研修がどんなふうに行われているのか、宝の持ちぐされにならないように、そういった点での取り組みについて説明いただければと思います。以上2点です。

◎ 議長（畑 武志）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。随意契約の経過でございます。

平成 27 年 5 月 25 日付で指名業者 8 社に指名通知いたしました。うち 6 社から入札辞退の届け出がございました。入札人が 2 名となりましたので、準用される和東町財務規則 150 条及び当該入札通知書、入札の中止の規程に基づき中止いたしました。

続いて、契約業者を早急に決定しなければ、小中学校における夏季休業中の整備が困難と見込まれるため、地方地自法施行令第 167 条の 2、随意契約第 1 項第 5 号に基づきまして、当該指名業者の入札において選定機種一覧表の提出を終えて、入札の意思のある株式会社ライオン事務器と西日本電信電話株式会社奈良支店の 2 社により見積もりを徴したところ、予定価格内で安価である株式会社ライオン事務器に決定した次第でございます。

2 つ目のご質問でございます。各学校には情報担当教諭という先生が配置されております。それぞれ専門知識等を持っていただいております。そういった中で、今回の機種選定等においても意見をいただき進めてまいりました。今回の整備につきましては、整備後に研修等を 3 回実施するという内容での計画を持っております。整備するだけでなく、使い方等を熟知していただき、先生方の指導の中で、いわゆる宝の持ちぐさにはならないようにと思っております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

9 番、橋本議員。

◎ 9 番（橋本 洋一）

まず、随意契約で手を挙げた業者が 2 社しかなかったということで、随意契約しか仕方がないと、こういう説明であったんですが、お聞きしたいのは予定価格がどれぐらいで、その何%で落ちて、決定をしているのか。決して高い物を買ったことになっていないのか。その点、教育委員会としてどう判断されているのか、お聞きいたします。

◎ 議長（畑 武志）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 秀俊）

落札率でございますが、予定価格に対しまして 99.32%でございました。ところが、予算、設計において、既に定価から定価ベースに対しまして 65%の予算で計上しております。価

格、最終決定価格を定価ベースから計算いたしますと、62%程度になっておるといふふうになっておりますので、適正な金額での購入ができたというふうに思っております。

◎ 議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なしの声あり」

◎ 議長（畑 武志）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。日程第6、議案第5号、物品購入契約の締結について、コンピュータ教室パソコン等に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、日程第6、議案第5号、物品購入契約の締結について、コンピュータ教室用パソコン等は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、物品購入契約の締結について、和東小学校公用車スクールバスを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松本広域連合長。

◎ 広域連合長（松本 勇）

議案第6号、物品購入契約の締結の件、和東小学校公用車スクールバスについてご提案を申し上げます。

本議案は老朽化した和東小学校スクールバス入れ替えのための購入に当たり、地方自治法の規定により議会の承認を得ようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

それでは、議案の朗読をさせていただきます。説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第6号、物品購入契約の締結について、和東小学校公用車スクールバス。

下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法、昭和22年法律第67号、第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月14日提出。相楽東部広域連合、広域連合長、松本勇。

記。

- 1、契約の目的、和東小学校スクールバス入替に伴う公用車購入。
- 2、契約金額、1,242 万円。
- 3、契約の相手方、住所、京都府相楽郡和東町大字中小字畑井田 8。商号、株式会社東モータース。氏名、代表取締役、東隆。
- 4、契約の方法、地方自治法施行令、昭和 22 年政令第 67 号、第 167 条の規定による指名競争入札。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

これから質疑を行います。4 番、岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

今回の指名競争入札の経過について説明いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

環境課長、答弁。

◎ 環境課長（和賀 聡）

岡本議員のご質問に回答いたします。

6 月 17 日に入札を執行しましたが、全部で 12 社を指名しまして、うち 5 社が参加されました。その中で、株式会社東モータースが落札価格 1,150 万で落札されております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

参考に、予定価格、落札率をお聞きしたいのと、それから、今回は老朽化に伴う入れ替えということで理解はするわけですが、これまでの使っていたバスと新しいバスとの、どういうふうに違うのか、その辺、どういうバスなのかということを含めて説明いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

環境課長。

◎ 環境課長（和賀 聡）

岡本議員のご質問ですけれども、まず、予定価格に対しましての落札率は97.01%となっております。それと、今現在、使用しておりますスクールバスとの比較ですけれども、現在のバスが42人乗りに対しまして、今回、購入するバスは、全部で運転席も入れて45人となっております。排気量が6,100ccクラスのものでございます。それと、仕様につきましては、児童が上り下りの際に滑らないようなステップアルミにちょっとしまをつけるとか、あと座席のところの窓ガラスが直射日光が当たらないようにぼかしが入っていると、あとバックする際に、児童が後ろにいないかどうかを確認するためにバックモニターをつけております。大体そういうところが仕様となっております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

わかりました。それで、先ほどの契約案件もそうなんですけども、一応連合の方では、いわゆるこういった入札にかかわる契約の内容といったものは、例えば対外的に公表されているのかどうか。町とかでは、いわゆる競争入札した場合の落札率であるとか、額であるとかというのは一定、公表されている分があるんですけど、そのあたりの状況というのはどうなっているのか。もし、公表がされていないのであれば、今後どうされるのか。その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

環境課長。

◎ 環境課長（和賀 聡）

岡本議員のご質問に対してですけれども、今回のこのスクールバス購入につきましては、まだ公表はしておりませんが、手続をして公表するようにしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なしの声あり」

◎ 議長（畑 武志）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。日程第7、議案第6号、物品購入契約の締結について、和東

小学校公用車、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、日程第7、議案第6号、物品購入契約の締結について、和東小学校公用車は原案のとおり可決されました。

日程第8、委員会からの閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。